

資源循環部監査結果報告書

定期監査

1 監査の対象及び範囲

資源循環部の所管に属する平成31年4月1日から令和元年11月30日までに執行された財務に関する事務

2 監査実施の期間

令和2年1月17日から同年3月27日まで

3 監査の方法

監査は、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

4 財務監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務（別表）

5 監査の主な着眼点

- (1) 収入、支出に係る事務が適切に執行されているか。
- (2) 補助金等の交付は適切に執行されているか。
- (3) 契約事務が適正に執行されているか。
- (4) 財産管理に関する事務が適切に執行されているか。
- (5) 工事については、設計の積算及び監理が適正に執行されているか。
- (6) 事務事業の内部統制が図られているか。
- (7) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (8) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

6 財務監査の結果

監査の結果、次に述べる指摘事項については適正な措置を講じ、意見については検討されたい。

(1) 指摘事項

ア 収入に関する事務

(ア) 地方自治法では、歳入を収入するときはこれを調定し納入義務者に対して納入の通知をしなければならないと規定しているが、小動物火葬手数料において、歳入の調定が行われていなかったため、適正な事務処理に改められたい。

(資源循環推進課)

(イ) 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則によると、浄化槽保守点検業登録申請書(第1号様式)は(表)と(裏)で定められているものの、(裏)が欠落している浄化槽保守点検業登録申請書により登録の実施が行われていたため、浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(資源循環推進課)

(ウ) 資源物(缶類アルミ缶：6月、7月分)の売払いに係る収入事務について、当該期間の物件売渡契約(単価契約)を締結したうえで、売渡予定数量から算出した予納金を各月ごとに収納し、その後、契約期間における実績に応じた売渡確定額を決定し、予納金との差額を精算している。この実績に応じた物件の売渡しに係る検査等の結果報告については、契約事務取扱規程によると、主管部長等の指定する職員が立会いを行い、物件売渡報告書により主管部長等に報告しなければならないと規定されている。しかし、当該報告書は作成されていたものの、主管部長等に回議されていなかったため、今後は、契約事務取扱規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(リサイクルプラザ)

イ 契約に関する事務

(ア) 契約規則では、修繕請負で契約金額が300万円を超えるときは契約書を市に提出しなければならないと規定されているが、リサイクルプラザ屋上災害復旧小破修繕において、契約書の提出ではなく、請書を徴していたため、今後は、契約規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(リサイクルプラザ)

(イ) 契約規則では、随意契約により契約を締結しようとするときは、

契約の目的、契約の内容その他必要な事項を示して2人以上の者から見積書を徴するものとする」と規定されている。リサイクルプラザ屋上中央部小破修繕について、その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）として随意契約理由書を添付し、入札に適さないとする性質又は目的は経年劣化により雨漏りをおこしたため緊急の修繕が必要として、防水施工に精通しており過去においても実績のある業者と特命随意契約（1社随意契約）しているが、本件と同様の雨漏りによる緊急の修繕においては、当該業者以外に1人、計2人の者から見積書を徴して契約していることから、本件は競争性のある契約であるので、今後は、契約規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（リサイクルプラザ）

（ウ）契約事務取扱規程では、委託料に係る契約について、主管課長等が契約事務を行うことができる上限金額は50万円と規定されているが、南処理工場金属類粗大ごみ処分委託（平成31年度第1期）に係る契約において、当該上限金額を超えていたものの主管課長が契約事務を行っていたので、今後は、契約事務取扱規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（南処理工場）

（エ）南処理工場金属類粗大ごみ処分委託において、単価による契約であることから履行期間に対する予定数量に単価を乗じて得た額が主管課長が契約事務を行うことができる金額であるとして契約事務を行っていたが、令和元年度第2期7月以降単価が上昇していることから、履行期間を短縮して主管課長が契約事務を行うことができる金額に調整して契約事務を行っていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

（南処理工場）

（2）意見

行政財産である南処理工場の用地を職員が通勤用自動車等駐車場として使用するため、行政財産目的外使用の許可がされているが、使用許可された駐車位置の一部に柵線があった。

行政財産目的外使用許可に関する取扱基準（以下「基準」という。）では、屋外駐車場で施設利用にあたるものは、柵線（駐車場所の左右に白線が引いてあるような場合）や車止がある駐車場や管理人がいる駐車場とし、その他の屋外駐車場については、土地使用（未整備）として区

分しており、施設利用にあたる整備された駐車場は土地使用（未整備）より土地使用料が高額である。平成 15 年度に決裁を経た「市有地内職員通勤用自動車等駐車の有料化について」によると、南処理工場は他施設同様の駐車区域・面積等が確保されないため、柵線のある整備された駐車場においても基準における屋外駐車場で施設利用にあたる使用料を適用せず、「南処理工場駐車場管理要領」においても同様に土地使用（未整備）と同額の記載であった。

公有財産の効率的な運用を図ることを目的としていることは理解できるものの、柵線のある整備された駐車場と土地使用（未整備）の駐車位置が同額であることは公平性の観点から好ましくないと思われるので、関係部署等と調整のうえ検討されたい。

（南処理工場）

（別表）

監 査 実 施 工 事 一 覧 表

令和元年11月30日時点

工 事 名	契約金額	契約年月日	工事期間
横須賀ごみ処理 施設建設工事 （広域処理施設 建設室）	21,168,000,000円	平成27年3月2日	平成27年3月2日 ～ 令和2年2月28日